

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	胡 益頓
論文題目	ダブルケアに関する計量社会学的研究：ケアをめぐる越境・分層の視点から		
(論文内容の要旨)			
<p>本学位申請論文は、現代日本の社会構造の変動のなかで社会問題とみなされるようになったダブルケア現象に着目し、ダブルケアが個人々の労働収入に及ぼす影響を解明し、ケア遂行とケア責任という2つの位相からダブルケアに直面するケアラーの対応状況を考察することを通して、リスクとしてのダブルケアの実態を明らかにしたものである。さらに、日本を上回るペースで少子高齢化が進行している中国社会に注目し、後発福祉国家におけるダブルケアラーがもつケア責任意識を考察することを通じて、ケア責任の帰属をめぐる意識に関する認識を深め、ダブルケアに関する対応策の構築への知見提供を目指している。</p> <p>第1章では、現代日本社会における複合的なケア現象が社会問題化している背景を提示したうえで、本論文における分析の枠組みと視点を明らかにするために、先行研究におけるダブルケアやダブルケアラーの捉え方を概観して、そこにある限界、つまり、ダブルケアを私的領域のなかで検討しケアラーの精神的な不安を強調する心理主義への傾倒、および、複合的なケアに直面する人々の主体性の看過を指摘した。これらの限界を克服しダブルケアに直面する実態を解明することを目指し、ケアをめぐる越境と分層の分析視点を提示した。</p> <p>第2章では、ケアによる影響を家族のなかで完結するものとして扱う傾向を克服し、ケアの私的領域からの越境を目指して、ダブルケアが人々の労働収入に与える影響について、1999年から2009年までの日本全国家族調査 (NFRJ) データをもとに男女別に分析した。分析の結果、ダブルケア状態にあることによって、男性の所得が増加するのに対して、女性の所得が減少することを明らかにした。またその背後にある、ダブルケアが男女間所得格差を拡大させる社会構造に、着目する必要性を指摘した。</p> <p>第3章では、2021年実施の「生活と意識に関する全国調査」のデータを用いて、ダブルケアラーが利用しているソーシャル・サポート・ネットワークのパターンとその規定要因を分析し、「ケア遂行」レベルにおける人々がダブルケアに対応する実態を考察した。その結果、ダブルケアラーにとって身近な家族は、重要なサポート源として機能していることがわかった。また、無職者に比べて有職のダブルケアラーは、フォーマル・サポートに頼りやすく、そして有職者グループでは従業上の地位が下がると公助中心型になる確率が高まることを明らかにした。</p> <p>第4章では、「ケア責任」に着目し、日本版総合的社会調査 (JGSS) の2006年と2017/2018年のデータを利用して、まず日本社会においてケア責任意識の10年間の変容傾向を検討し、子どものケアにおける国家責任を支持する傾向が強まったのに対し、高齢者ケアをめぐる責任</p>			

意識は弱まりつつあることを明らかにして、非ダブルケアラーよりダブルケアラーのほうが国家責任を肯定しやすいことを指摘した。そのうえで、ダブルケアラーに焦点を当て、彼らのケア責任意識における潜在構造と多様性を明らかにした。また約10年間で、国家責任への支持が顕著に示されたパターンの割合が大きくなり、ダブルケアラーのケア責任意識に脱家族化傾向が見られることを指摘した。さらに、社会階層はダブルケアラーのケア責任意識のパターン形成に関わり、自分が不利な社会階層に属すると考えるダブルケアラーは国家責任を志向しやすくなることを示唆した。

第5章では、近年少子高齢化が加速化し、日本と同様にダブルケアのリスク化を経験している中国に着目した。福祉政策導入の初期において人々が抱えるケア責任意識の全体的な傾向を確認し、中国社会には子どもや高齢者のケアは家族によって担われるべきとする意識がまだ深く根付いているが、政府責任を期待する声が存在し、子どものケアに比べて高齢者ケアにおける公的責任をより強く志向していることを示した。また、ダブルケアラーに焦点を当て、政府責任に対する態度に影響を及ぼす要因をみると、孝規範意識や将来のリスクへの不安以外に、社会経済的に不利な立場にあることは、子どもや高齢者のケアにおける国家責任への期待を高めることが明らかにされた。

最後の第6章では、各章の議論をまとめながら、現代社会におけるリスクとしてのダブルケアからみえてくるものを考察した。第3章～第4章の実証研究の成果は、日本におけるダブルケアラーが家族によるサポートに頼っている一方で、国家責任を志向しているといったように、ダブルケアをめぐる遂行と責任意識とのあいだに乖離が存在することを示唆した。こうした国家責任に対する支持と公的サポートの不利用が併存することから、福祉政策の根底にある自己責任論理を問い直し、ケア責任の配分に関心を払う必要性を指摘した。また、先行研究における、心理主義的な視点からケアを把握し対応策を講じる傾向に対して、本論文では、ダブルケアは男女間所得格差の拡大というリスクをはらむこと（第2章）、および、ダブルケアへの対応（第3章）やそれをめぐるケア責任帰属意識（第4章～第5章）が社会階層に関わることを明らかにした。とりわけ本論文で重視するケア責任帰属意識については、中国においても社会階層との関連を明らかにした（第5章）。そして、本論文に一定の限界はあるものの、本論文から得られる政策的含意として、ダブルケアへの対応策について、心理主義的な対応策のみならず、ジェンダーや社会階層の視点からダブルケアによる負担の軽減措置を打ち出し、福祉政策を見直すことの重要性が導き出された。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、高齢化が進む日本社会で広まる、育児と親援助が重なる「ダブルケア」という現象に着目し、ダブルケアが個人に与える「影響」や、ダブルケアラーの「行為遂行」と「責任意識」の実態を、計量分析で明らかにしたものである。

「ダブルケア」という概念は、先駆的に進んだ高齢化を背景に日本社会で生まれた和製英語であるため、ダブルケアの先行研究は日本での蓄積が最も進んでいる。しかしその先行研究においても、ダブルケアラーの心理的負担の重さや、その背後にある社会構造的制約に着目した研究が主であり、「心理」以外の生活基盤（たとえば「所得」）への影響（私的なケアが公的な所得に及ぼす「越境」的影響）や、ダブルケアラーの主体性が反映される「行為遂行」と「責任意識」（主体性の「分層」）については、これまで注目されてこなかった。とりわけ、それらの実態を多変量解析によってより精緻に明らかにする計量的研究が欠けていた（以上、第1章）。

そこで本論文は、それらを初めて試みている。具体的には、第2章では、日本でのダブルケアが個人所得にもたらす影響を、操作変数法という因果推論手法によって男女別に推定している。そこから、ダブルケアが所得の「ジェンダー格差」を有意に拡大させる因果効果をもつ傾向があることを明らかにしている。つまり、ダブルケアになると、妻は（ケア時間を増やすために）労働時間と稼ぎを減らし、夫は（妻の稼ぎの減少やケア費用の増加に対応するように）労働時間と稼ぎを増やす傾向がある。

第3章では、日本のダブルケアラーが周囲の人々（家族、親族、友人から公的支援まで）からどのようにサポートを得ているかという「行為遂行」の多様性とその規定要因を、潜在クラス分析と多項ロジット分析で推定している（査読誌『理論と方法』掲載）。第4章では、日本での「ケア責任意識」の過去10年間の変容傾向とその中でダブルケアラーの特徴を把握したうえで、ダブルケアラーのケア責任意識の多様性とその規定要因およびその時代変化を、潜在クラス分析と多項ロジット分析で推定している。さらに第5章では、先行研究で見過ごされてきた「ケア責任意識」にフォーカスし、その多様性を明らかにするために、日本社会や欧米社会とは異なり福祉政策導入の初期段階にある（しかも今後高齢化が進行する）中国社会を対象にして、人々のケア責任意識の規定要因を、二項ロジット分析で推定している（査読誌『日中社会学研究』掲載）。以上の第3～5章で明らかになった実態は、ダブルケアラーの「行為遂行」と「責任意識」が、ともに「社会階層」（従業上の地位、階層意識、所得）によって有意に規定されている傾向があるということである。概して低階層の人ほど、公的サポートに頼る傾向が強く、ケアについての政府の責任を求める傾向が強い。また、中国社会よりも2006年の日本社会のほうが、さらに2017/2018年の日本社会のほ

うが、ケアの家族責任意識が弱い一方で、ケアの政府責任意識が強く、とりわけ子どもケアの政府責任意識が強い傾向も示された。

以上で明らかになったダブルケアの「越境」と「分層」の実態は、先行研究では着目されてこなかったものであり、とりわけ、ダブルケアに関する行為・意識に対して「ジェンダー」や「社会階層」が有意な影響を与えている実態を初めて計量的に明らかにした点で、本論文は高い専門的・独創的価値を有している。

さらに第6章では、以上の計量実証的知見をふまえて、実践的な政策的含意を2点導いている。第1に、家族・地域社会・市場・政府のあいだでのケアの配分については、「ケア行為」の配分だけでなく「ケア責任」の配分も、政策上の検討課題とする必要がある。本論文が示したように、人々のケア責任意識は可変的であるため、それに伴って、法や制度で前提とされているケア責任のあり方も再検討していく余地がある。第2に、そのような政策的検討の際に、「ジェンダー」と「社会階層」の視点を取り入れる必要がある。本論文が示したように、ダブルケアはジェンダー格差を拡大させ、女性は低所得や無職になる可能性が高まる。また、低階層ほど公的サポートのニーズが高い。にもかかわらず、近年拡充されているケア支援政策、たとえば「働き方の改善」は、低階層の人々に特段の焦点を当てない政策になってしまっているうえに、そもそも無職の人々（専業主婦を含む）は支援の対象外になってしまっている。

以上のように、本論文は高い専門的・独創的価値や実践的な政策的含意を有している。他方で、以下のような課題も指摘される。第1に、本論文は、ダブルケアの実態把握の第一歩として、非ダブルケアラーとの比較や、ダブルケアラーのなかの多様性の把握を行っているが、シングルケアラーとの比較や、ダブルケアの質や量の違い（ケア対象者の人数や障害の有無、ケア期間の長さ、ケアの程度など）による多様性の把握はできていない。第2に、中国社会でのダブルケアの「行為遂行」の実態や、中国以外の社会でのダブルケアの実態についても、把握できていない。

このような未解決の課題は指摘されるものの、それらの課題への取り組みは、むしろ学位申請者の今後の研究の発展に期するべきものであり、先述した、本論文の有する高い専門的・独創的価値そのものを減じるものではない。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和6年1月9日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降